

28み監査第 76号  
平成29年 3月27日

みよし市長  
みよし市議会議長

小野田賢治様  
近藤剛男様

みよし市監査委員 小嶋正道  
同 富田正

随時監査(物品管理に関する監査)の結果に関する報告について(提出)

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

# 随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

小嶋 正道

富田 正

## 第2 監査の種類

随時監査

## 第3 監査の概要

### 1. 監査の実施日

平成29年1月17日、1月26日

### 2. 監査の対象とした部課

市民協働部 税務課

協働推進課

総務部 総務課

議会事務局 議事課

会計課

### 3. 監査の対象とした事項及び範囲

物品管理に関する事務

### 4. 監査の着眼点及び実施方法

みよし市物品管理規則の規定に基づき、その品質形状が短期間の使用により変化し、又はその全部若しくは一部を消耗する物品及び比較的長期間継続使用できる備品としての形状を有するもので、取得単価（単価不明のものは見積価格）が3万円未満の物品（以下「消耗品」という。）の、適正な記録管理がされているか。また、保管方法は適正か等を主眼とし、現物の実査及び現物と消耗品受払簿等関係書類を照合するとともに、以下の事項に着眼し、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

- (1) 消耗品の所在は適正か、また、規格、数量等について、請求書どおりに納品されているか。
- (2) みよし市物品管理規則の規定どおり、適切に消耗品の記録、管理がされているか。
- (3) 消耗品の中で消耗品受払簿に記録すべきものを定め、記録されているか。

## 第4 監査の結果

以下、監査対象課ごとに上記着眼点に沿って、監査結果を報告します。

### 1. 市民協働部 税務課

平成29年1月17日午後3時17分から、税務課副主幹の立会いのもとで監査を実施した結果、対象とした消耗品は、規格、数量等が請求書どおりに納品され、所定の配置場所において保管されていました。

みよし市物品管理規則第27条の規定に基づき、消耗品受払簿は整備されており、課内で消耗品受払簿に記録する基準を定め、基準に従って記録管理されていました。

### 2. 市民協働部 協働推進課

平成29年1月17日午後3時22分から、協働推進課主任主査の立会いのもとで監査を実施した結果、対象とした消耗品は、規格、数量等が請求書どおりに納品され、所定の配置場所において保管されていました。

みよし市物品管理規則第27条の規定に基づく、消耗品受払簿は任意の様式で整備されていました。対象とした消耗品は、課内で定めた消耗品受払簿に記載する基準に従い、記録されていませんでした。

### 3. 総務部 総務課

平成29年1月26日午後3時30分から、総務課副主幹の立会いのもとで監査を実施した結果、対象とした消耗品は、規格、数量等が請求書どおりに納品され、所定の配置場所において保管されていました。

みよし市物品管理規則第27条の規定に基づき、消耗品受払簿は整備されており、課内で消耗品受払簿に記録する基準を定め、基準に従って記録管理されていました。

### 3. 議会事務局 議事課

平成29年1月26日午後4時から、議事課主任主査の立会いのもとで監査を実施した結果、対象とした消耗品は、規格、数量等が請求書どおりに納品され、所定の配置場所において保管されていました。

みよし市物品管理規則第27条の規定に基づく、物品（消耗品）を記録する消耗品受払簿は整備されていませんでしたが、備品の付属品として考え備品として記録管理をしているとのことでした。

### 4. 会計課

平成29年1月17日午後3時17分から、会計課副主幹の立会いのもとで監査を実施した結果、対象とした消耗品は、規格、数量等が請求書どおりに納品され、所定

の配置場所において保管されていました。

みよし市物品管理規則第27条の規定に基づき、消耗品受払簿は整備されており、課内で消耗品受払簿に記録する基準を定め、基準に従って記録管理されていました。

上記のとおり各監査対象課における物品管理事務は、みよし市物品管理規則に基づいて、規格、数量等について、請求書どおりに納品され、適正な場所に保管されていました。

## **第5 監査意見**

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

### **1、所管課名の標示について**

監査の対象とした消耗品について、所管課等の表示がされていないものがありました。

物品は、適正かつ効率的に管理を行う必要があります。消耗品についても、みよし市物品管理規則第10条の規定に準じて、標識を付することが困難なもの又は付する必要がないと認められるもの以外については、備品と同様に所管課等を明確にしておくことが望ましいと考えます。

### **2、みよし市物品管理規則第27条ただし書きについて**

監査の対象とした消耗品の中で、みよし市物品管理規則第27条ただし書き「物品の性質上、特に重要でないものについては、消耗品受払簿の記帳を省略することができる」ことを適用し、消耗品受払簿への記載がされていないものの中に、備品と同程度の管理が必要で、消耗品受払簿への記載が必要であると考えられるものがありました。

また、消耗品受払簿に記録する消耗品について、課としての基準を定めて記録管理している課についても、課によって基準が異なるため、消耗品受払簿で記録管理する消耗品に統一性がない状況です。

適正かつ効率的な管理を行うためにも、市として、消耗品受払簿に記録する消耗品の統一された基準を定め、管理することが望ましいと考えます。

**随時監査（物品管理に関する監査）チェック表**

監査対象		監査結果						
所管課	物品名	保管状況		消耗品受払簿			表示	消耗品受払簿に記載省略する基準
		有無	保管場所	有無	様式	記載の有無		有無
1	会計課	有	事務机	有	様式第9号	有	有	有
2	デジタルカメラ (SDカード)	有	キャビネット	有	その他		無	有
3	電話機	有	市民活動センター			無	有	有
4	税務課	有	キャビネット	有	様式第9号	有	有	有
5	総務課	有	市民活動センター 倉庫	有	様式第9号	有	有	有
6	議事課	有	会派室	無		無	無	無

